

議案第 69 号

市川市教育委員会委員の定数に関する条例の全部改正について

市川市教育委員会組織条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市教育委員会組織条例

市川市教育委員会委員の定数に関する条例（平成 21 年条例第 22 号）の全部を改正する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、市川市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会の組織が改められたことに伴い、その組織を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。